

山梨県がん患者等妊孕性温存支援事業実施要綱

(目的)

第1条 がん患者等に対して、その治療に際して行う妊孕性温存療法に係る費用を助成することにより、患者が将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう支援するとともに、国の事業との連携により、妊孕性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存ガイドライン作成などの妊孕性温存療法の研究を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 本事業による助成の申請時において、山梨県内に住所を有する者
- 二 妊孕性温存療法について、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けていない者
- 三 国の「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」（令和3年3月23日健発0323第6号厚生労働省健康局長通知別紙。以下「国の実施要綱」という。）3に該当する者
ただし、国の実施要綱3（1）については、医師が必要と認める場合は、この限りでない。
- 四 第11条の規定により知事が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、第3条の対象となる治療（以下「妊孕性温存療法」という。）を受けた者

(対象となる妊孕性温存療法に係る治療)

第3条 この事業の対象となる妊孕性温存療法に係る治療は、国の実施要綱4に掲げるものとする。

(助成対象費用)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、前条に定める治療に要する費用であって、医療保険適応外の費用とする。ただし、その実施に伴う入院費、入院時の食事等の費用、診断書の作成料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

(助成額の上限と回数)

第5条 この要綱による治療の1回あたりの上限額は、別表のとおりとし、助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。

2 前項の助成回数は、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

(助成の申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を付して知事に提出しなければならない。

- 一 助成申請に係る証明書（様式第2号及び様式第3号）
- 二 申請時に山梨県内に住所を有することを証明する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、助成対象の妊孕性温存療法に係る費用の支払日が属する年度内に行うものとする。ただし、妊孕性温存療法実施後、期間を置かずに原疾患の治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

(助成の決定)

第7条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、相当と認める場合は、助成決定通知書（様式第4号）により、また、相当と認めない場合は、その理由を記した助成不承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 知事は、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法により支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、本要綱に違反し、又は不正行為によって助成金の給付を受けた者がある場合は、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第10条 県並びに原疾患の治療及び妊孕性温存療法に関わる医療機関は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するものとする。

(医療機関等の指定等)

第11条 知事は、国の実施要綱5（2）に基づき、指定を受けようとする医療機関から指定申請書（様式第6号）の提出を受け、本事業の指定医療機関として指定を行うものとする。

2 知事は、指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定し、及び他の都道府県知事が指定した医療機関を知事が指定したものとみなすことができる。

3 知事は、指定医療機関から指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が国の実施要綱7に定める実施方法に反する行為があったとき又は指定医療機関として不相当と認められるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、国の実施要綱に準じて実施するものとし、その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日までに第11条の規定により知事が指定し、又は知事が指定したものとみなした医療機関は、令和3年4月1日に指定を受けたものとみなし、同日からこの要綱の施行日までの間に当該医療機関が実施した妊孕性温存療法については、この要綱の規定を適用する。
- 3 令和2年度までに実施されたがん患者に対する妊孕性温存療法に係る助成については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

治療法	県内医療機関で治療	県外医療機関で治療
胚（受精卵）凍結に係る治療	40万円	35万円
未受精卵凍結に係る治療	40万円	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円	40万円
精子凍結に係る治療	10万円	2万5万円
精巣内精子採取術による 精子凍結に係る治療	35万円	35万円